平成２８年（フ）第３９１号
埼玉県川越市仙波町３丁目32番地16（グロリアスマンション５―307号室）
債務者　藤崎あい子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０３号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目26番地２　レジデンス富士見101
債務者　鈴木　　稔
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８７号
愛知県一宮市千秋町天摩字川原64番地２　リバーサイド千秋103号
債務者　桂川　知忠
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１９９号
愛知県安城市緑町２丁目５番地３　ハイツ壱番館305
債務者　宮尾　広子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
愛知県豊田市美里２丁目32番地３　シーアイエス美里202号
債務者　亀井あゆ子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２７号
滋賀県大津市瀬田３丁目14番８号、申立時の住所堺市北区東浅香山町１丁93番地
債務者　赤浦　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８８号
堺市堺区大町東３丁１番７号　ルエ・ジッポウ３Ａ号
債務者　楢崎　俊裕
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
岐阜市宇佐４丁目３番３―1203号　（ハイツ宇佐３号棟）、前住所岐阜市柳津町蓮池４丁目34番地
債務者　河合　政明
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１６号
岐阜県羽島市上中町一色126番地
債務者　平松　和之
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
北海道岩見沢市美園２条２丁目１番３―104号　市営住宅３号棟104号室
債務者　渡辺富美子（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５１号
北海道美唄市東４条南５丁目１番１―207号
債務者　仲野美枝子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第２０８号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋１丁目67番地　（三宅ハイツ　106号室）
債務者　山田　勝利
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６８号
愛知県岩倉市大山寺本町16番地17　サープラスリー203号
債務者　松岡　佑太
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１８４号
愛知県犬山市大字犬山字薬師町４番地１ニューマンション日比野401
債務者　宮田　尚人
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２２号
島根県益田市木部町イ1249番地
債務者　佐々木重乃
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第１４７号
長崎県長崎市岩見町８番10―302号
債務者　青山　富江
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
長崎県長崎市虹が丘町22番８号
債務者　神辺　和徳
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係